

移動等円滑化取組計画書

2024 年 6 月 17 日

住所 東大阪市長栄寺 19 号 17 号

事業者名 近鉄バス株式会社

代表者名（役職および氏名）取締役社長 渡壁伊智郎

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

- ・当社が保有する乗合バス車両においては、2023 年度末時点のノンステップバス導入率は 68%にとどまっている。（適用除外車両を除く）こうした状況を踏まえて、車両の更新と併せてノンステップバスの導入を推進し、2027 年度までに全ての置き換え可能な乗合バス車両をノンステップバスに置き換える。
- ・旅客支援、情報提供、教育訓練等に関し、高齢者や障がい者等が円滑に移動できるようまた、必要な情報が得られるよう、車内車載器の大型モニターの設置、主要ターミナルでのデザインサイネージの設置を推進するとともに、高齢者疑似体験等の教育訓練を引き続き実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	ノンステップバスを 68 台導入する。(2023～2027 年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
新車購入	・基準に適合している新車を購入する。 ・高速バス、リムジンバスについては基準適用除外認可を受ける。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車椅子ご利用の お客様の介助	車椅子をご利用のお客様が乗車する際は必要に応じて乗務員によるサポートを実施する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内における情報 提供の充実	・車両更新に併せ車内の行先表示器を大型モニターに更新する。 ・駅構内、ターミナル等に行先、時刻等を案内するデジタルサイネージを設置し、安心して利用できる環境を整備する。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員等への研修 実施	乗務員を対象として、高齢のお客様や障害を持つお客様への接遇に関する研修及び高齢者疑似体験を実施する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス利用方法の 案内	・ホームページでバスの乗り方を案内する。 ・バス車内での事故を啓発するポスターを掲示する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・関係自治体での地域公共交通会議等へ参加し、移動円滑化の推進に協力する。 ・ホームページや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

ホームページで公表

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。